

EU AI 法：ハイリスク AI システムの分類等に関するパブリックコンサルテーション開始（2025 年 7 月 18 日まで）

ヨーロッパニュースレター

2025 年 6 月 19 日号

執筆者:

[石川 智也](#)

n.ishikawa@nishimura.com

[服部 啓](#)

k.hattori@nishimura.com

2025 年 6 月 6 日、欧州委員会は、ハイリスク AI システムの分類等に関して、同年 7 月 18 日までの期限で、各種ステークホルダーからの意見を募集するパブリックコンサルテーションを開始した¹。意見提出を検討する方にとってはもちろんのこと、そうではない方にとっても、これらのパブリックコンサルテーションにおける質問の項目・各要件の区切りや、質問の背景事情として説明されている内容の検討を通じて、EU AI 法の理解が深まり、解像度が高まることも期待できるように思われる。本稿においては、今般のパブリックコンサルテーションにおいて意見募集されている事項の要点を速報的に解説する。

1. パブリックコンサルテーションの位置付け

EU AI 法は、多くのルールに関して欧州委員会によるガイドラインの発出を予定している（EU AI 法 96 条 1 項等）。EU AI 法は段階的に適用されるところ、これまでには、禁止された AI システムに関する規律の適用が開始された 2025 年 2 月 2 日の直後に、AI システムの定義に関するガイドライン²、及び、禁止された AI システムに関するガイドライン³（何れも英語版⁴）が公表されている。

ハイリスク AI システムに関する規律は、その分類に応じて 2026 年 8 月 2 日又は 2027 年 8 月 2 日から適用される（EU AI 法 113 条）。その関係でのガイドラインとしては、EU AI 法上、欧州委員会が、①ハイリスク AI システムのユースケースの実例から成るリストと一緒に（ハイリスクの分類を規定する）EU AI 法 6 条の実務運用に関するガイドラインを 2026 年 2 月 2 日までに策定すること、及び、②ハイリスク AI システムのシステム要件及び義務の実務運用に関するガイドラインを策定することが、それぞれ予定されている（EU AI 法 6 条 5 項、96 条 1 項(a)）。

今回のパブリックコンサルテーションは、これらのガイドラインの策定に当たっての検討の基礎として、実務的な影響や実際のユースケースを把握するために実施されている。広範なステークホルダーからの意見

¹ European Commission, "[Commission launches public consultation on high-risk AI systems](#)".

² European Commission, "[Commission Guidelines on the definition of an artificial intelligence system established by Regulation \(EU\) 2024/1689 \(AI Act\)](#)".

³ European Commission, "[Commission Guidelines on prohibited artificial intelligence practices established by Regulation \(EU\) 2024/1689 \(AI Act\)](#)".

⁴ 欧州委員会は内容を承認しているものの、本稿作成日時点において、未だ採択されていない（[The Commission publishes guidelines on AI system definition to facilitate the first AI Act's rules application](#) 及び [Commission publishes the Guidelines on prohibited artificial intelligence \(AI\) practices, as defined by the AI Act.](#)）。EU 加盟国の各国言語版の策定後に採択されることが予定されている（Rules of Procedure of the Commission 18 条）。

を取り入れることが期待されており、業界団体、企業、アカデミア、公的機関、一般市民等の様々なステークホルダーが意見を述べることができる。

2. パブリックコンサルテーションの対象

今回のパブリックコンサルテーションは、以下の5つのセクションから構成されている。

	カテゴリー
①	Annex I に掲げられている製品安全法令の適用対象となる AI システムの分類に関する質問
②	Annex III に掲げられている基本権への重大なリスクを生じさせる可能性のある類型（バイオメトリクス、重要インフラ、教育及び職業訓練、雇用・労働者管理・自営業へのアクセス、必要不可欠な民間及び公共サービス、法執行機関、移民・国境管理、司法・民主的プロセス）の AI システムの分類に関する質問
③	ハイリスクの分類に関する一般的な質問
④	ハイリスク AI システムの要件及び義務並びに AI バリューチェーンに関する質問
⑤	Annex III に掲げられているハイリスクのタイプのリスト、及び、禁止された AI プラクティスのリストの修正の必要性に関する質問

意見を提出する者は、自らの事業セクターや活動内容を明らかにした上で、関心のあるセクションのうち回答したい質問に対してのみ意見を提出できる。①乃至⑤において意見を提出できる主なポイントは以下のとおりである。

まず、EU AI 法 6 条 1 項によれば、AI システムそれ自体が Annex I に掲げられている製品安全法令の適用を受ける製品である場合、及び、AI システムが当該製品の安全性コンポーネントとして使用することを意図されている場合に、その AI システムがハイリスク AI システムに該当するとされているところ、①においては、その要件に関して意見を提出できる。例えば、AI システムが安全性コンポーネント⁵に該当するかがハイリスク AI システムの要件の1つとして重要であるところ、パブリックコンサルテーションにおいては、人又は財産に対して及ぼし得る危害の制御又は制限を意図したコンポーネントや、保守及び検査の予定の必要性を監視及び検出することを意図したコンポーネント（実施されなければ人又は財産に身体的危害が及び得るもの）等の類型が示された上で、それらが安全性コンポーネントに当たるかが尋ねられている。また、(i)Annex I に掲げられている製品安全法令の適用対象となる製品を構成するコンポーネントであって、第三者による適合性評価を受けなければならず、かつ、安全性機能を果たしていると考える AI システム、(ii)Annex I に掲げられている製品安全法令の適用対象となる製品を構成するコンポーネントであって、安全性機能は果たさないものの、その不具合又は不良が人又は財産の健康及び安全性に危害を及ぼす可能性があると考える AI システム、(iii)製品それ自体が Annex I に掲げられている製品安全法令の適用対象となる AI システムであって、第三者による適合性評価を受けなければならないと考える AI システムのそれぞれについて、適用される製品安全法令、実例及び明確化を求める部分をコメントできる。

⁵ 安全性機能を実現する製品又は AI システムを構成するコンポーネント、又は、その不具合若しくは不良が人若しくは財産の健康及び安全性に危害を及ぼすものを意味する（EU AI 法 3 条 14 項）。

②においては、Annex III に掲げられているハイリスク AI システムの類型ごとに、その類型に該当する可能性のある AI システムを具体的に特定した上で、当該 AI システムについてハイリスクがあるか（その理由を含む）、自然人のプロファイリングを行うか、自然人の基本権に重大な危害を及ぼす重大なリスクをもたらさないとしてハイリスク AI システムの分類から除外される場合に該当するか（その理由を含む）（EU AI 法 6 条 3 項）を説明できる。また、ハイリスク AI システムの要件について明確化を求めるコメントや、その他の EU 法又は加盟国法との関係性や（該当する場合には）禁止された AI プラクティスとの区別の明確化を求めるコメントを提出できるようになっている。

③においては、ハイリスク AI システムへの分類に共通する項目の質問を行うことができる。具体的には、ハイリスク AI システムへの分類は、AI システムの「意図された目的」（EU AI 法 3 条 12 項）に応じて行われるところ、その条文上の定義の要素を特定しつつ具体例を挙げて明確化を求めることができる。また、EU AI 法 6 条 1、2 項の双方を満たすことを理由にハイリスク AI システムに該当し、更なる明確化が必要となる AI システムの実例があるかについても尋ねられている。

④においては、ハイリスク AI システムに該当する場合、そのシステム要件については、EU AI 法 40 条に基づいて欧州標準化機関（CEN、CENELEC）により（準拠することで EU AI 法上のシステム要件の遵守が推定される）標準規格の策定が進められているところ、今回のパブリックコンサルテーションにおいては、ガイドラインを通じて法解釈の明確化を求める部分や、その他の EU 法（明示されていないが、すぐに思い当たるところとして、Cyber Resilience Act が考え得る）との関係性の明確化を求めるコメントを提出できる。また、提供者（provider）のその他の義務内容や導入者（deployer）の義務内容の明確化も可能であるところ、中でも一定の場合に導入者に実施義務が課される基本権影響評価（EU AI 法 27 条）に関して、AI オフィスが作成を進めているテンプレートについて明確化を求めるコメントや、GDPR に基づくデータ保護影響評価との重複を回避する手法に関する見解を提出できる点は興味深い。その他にも、AI システムの上市後に提供者以外の者が行うことでハイリスク AI システムの提供者とみなされることになる「大幅な変更（substantial modification）」の実例や明確化が必要な点、さらにはバリューチェーンの考え方・役割分担等についても広くコメントできる。

⑤においては、EU AI 法上、Annex III に掲げられているハイリスク AI システムの類型や禁止された AI プラクティスの類型について、修正の必要性を発効後毎年 1 回評価することが予定されている（EU AI 法 112 条 1 項）ことを受けて、これらの類型の見直しに関する意見を提出することも可能である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com